

# 町財政の健全化指標 — 令和3年度決算に基づき

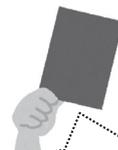
## 実質公債費比率は1.2ポイント、将来負担比率は10.3ポイントの改善 資金不足比率は病院事業会計で3.8%発生

平成21年4月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和3年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しました。

### 令和3年度決算に基づく指標はすべて“健全”でした

(単位：%)

指標	R3決算	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
① 実質赤字比率	赤字なし	14.19	20.00
② 連結実質赤字比率	赤字なし	19.19	30.00
③ 実質公債費比率	<b>12.1</b>	25.0	35.0
④ 将来負担比率	<b>21.4</b>	350.0	-
⑤ 資金不足比率	※1 <b>3.8</b>	※2 20.0	-



#### 基準を超えると…?

その団体は財政再生のための計画を年度内に作成し、議会の議決を経て、さらに総務大臣の同意をもらわなければなりません。例えば、会社の倒産のようなものです…。

※1 国民健康保険病院事業会計のみ ※2 経営健全化基準

この結果、五つの指標はいずれも国が定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、令和2年度決算と比較して、③実質公債費比率は13.3%⇒12.1% (▲1.2ポイント)、④将来負担比率は31.7%⇒21.4% (▲10.3ポイント)の改善を図ることができました。⑤資金不足比率は病院事業会計において3.8%発生しました。

今後は、令和2年度で期間が終了した「財政健全化プラン」に代わり、令和3年度から新たにスタートした「行財政改革推進計画」に基づき、安定した行財政運営を行なえるよう努めていきますので、町民の皆さまの理解とご協力をお願いします。

(単位：%)



#### 用語解説

- ① 実質赤字比率…町の一般会計に生じている赤字の規模を、町の財政規模に対する割合で表したもの
- ② 連結実質赤字比率…①に公営企業等を含めた、町の全会計に生じた赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもの
- ③ 実質公債費比率…町の借金の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- ④ 将来負担比率…町の借金など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- ⑤ 資金不足比率…公営企業の資金不足を事業規模に対する割合で表したもの